

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、就労などの理由により昼間に保護者がいない家庭の児童（小学生）の健全な育成を図る目的で実施しています。

町内放課後児童クラブ

名称・住所	電話番号	開所時間（予定）
なかよし児童クラブ 《島中小学校敷地内》 周防大島町土居 1300-4	090-7778-8351 (なかよし児童クラブ)	【平日】下校時～18:00 【第2・4土曜】 8:00～16:00 【長期休暇】7:30～17:30
ひまわり児童クラブ 《安下庄小学校内》 周防大島町西安下庄 418	090-7896-7624 (ひまわり児童クラブ)	【平日】下校時～18:00 【長期休暇】8:00～16:30
東和児童クラブ 《東和小学校敷地内》 周防大島町西方 2048-1	080-5737-2580 (東和児童クラブ)	【平日】下校時～18:00 【土曜】8:00～ 17:00 【長期休暇】8:00～18:00
久賀児童クラブ 《久賀福祉センター内》 周防大島町久賀 996-1	0820-72-1597 (周防大島町)	【平日】下校時～18:00 【長期休暇】8:00～18:00
明新児童クラブ 《明新小学校内》 周防大島町小松開作 121-1	090-5706-4892 (明新児童クラブ)	【平日】下校時～18:00 【長期休暇】8:00～16:30
三蒲児童クラブ 《三蒲児童の館》 周防大島町東三蒲 1704-1	0820-74-2948 (社会福祉協議会)	【平日】下校時～18:00 【土曜・長期休暇】8:00～18:00

利用料

- 平日…【授業終了～17:00】100円（日額／おやつ代別）、【17:00～18:00】50円（30分毎）
- 三期休業中（夏休み等）・土曜…【8:00～16:00】50円（1時間毎／おやつ代別）、【16:00～18:00】50円（30分毎）

※1ヶ月の児童1人あたりの上限6,000円
※利用料とは別に諸費実費を各クラブで徴収

申し込み方法

利用希望の放課後児童クラブへ直接お申し込みください。必要書類は各放課後児童クラブ、各総合支所、福祉課こども家庭班にあります。開所時間など詳細は各クラブ（開所時間内）へお問い合わせください。

減免・減額制度

ひとり親家庭は、申し出により利用料が1/2になります。※申請が必要

ひとり親家庭への支援

少しでも生活の負担を軽くするために手当や助成金などを積極的に活用しましょう。

各種サポートがあります

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童（18歳になって最初の3月31日まで）の入院（食事代等を除く）・通院・薬局での医療費の自己負担額を助成しています。※所得制限あり

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になって最初の3月31日まで／一定の障害がある児童の場合は20歳未満）を養育している母もしくは父、または養育者に支給されます。

※父または母がDV保護命令を受けた児童も対象です。
※受給のためには申請が必要です。詳しくは福祉課にお問合せください。
※毎年8月に現況届の提出が必要です。
※申請の翌月から支給の対象になります。

支給月額

- ・【児童1人】
48,050円～11,340円
- ・【児童2人】
59,400円～17,020円
- ・【児童3人】
70,750円～22,700円
- ※令和8年4月現在

※児童が4人以上の場合は、ひとり増えるごとに11,350円～5,680円が加算されます。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭、寡婦の方が経済的自立により安定した生活を営むことができるように各種貸付の相談・受付をしています。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親の方が職業能力開発のため、教育訓練講座を受講し、修了した場合に支払った費用の一部を支給します。

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
支給金額	支払った費用の60%（上限20万円／令和8年4月現在） ※支払った費用の60%が12,000円を超えない場合は支給されません。 ※雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給した場合、その支給額（経費の20%）を差し引いた額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が就労に役立つ資格取得を目指し、養成機関で訓練を受講している場合、修業期間中に訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。

対象資格

- 看護師・保健師・助産師・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士・理容師・美容師ほか

※申請前にプログラム策定が必要となりますのでお早めにお問合せください。